

第2弾

城陽市事業者原油価格 高騰対策支援給付金

事業に用いている四輪自動車の台数に応じて給付金を給付します！

○給付額

事業に用いている四輪自動車1台あたり33,000円

※第1弾（令和4年7月25日から令和4年9月22日実施分）で給付を受けた事業所も対象

○受付期間

令和4年12月15日（木）～令和5年2月14日（火）

※予算がなくなり次第、受付終了となります

○給付対象

事業に用いる四輪自動車を有する市内事業所

○申請方法

郵送またはメールで、城陽市商工観光課に申請書類を提出してください。

郵送宛先：〒610-0195 城陽市商工観光課

※郵便番号があれば住所記載不要

メールアドレス：shokoshinsei@city.joyo.lg.jp

※メール受領後、商工観光課からの受領確認メールをお送りします。

申請から1週間以上経過しても、受領確認メールが届かない場合は商工観光課にご連絡ください。

○申請書類

※前回給付を受けている場合は、前回の申請内容に相違がないか確認させていただきます。

①申請書

②事業に用いる四輪自動車の車検証の写し

③事業のチラシやパンフレット、青色申告決算書の写し

詳しくは給付要項をご覧ください！

申請書は城陽市産業支援サイト「JoInT」からダウンロード
もしくは、商工観光課（市役所本庁舎2階）まで

